

1. 日化協のPRTTR制度について

1.1 趣旨: RC活動の主要テーマとして活動開始 ('92 ~)

94: 「算出指針」 95: 対象物質(259) 55 物質調査を開始

96: 「算出指針」改定, 151 物質調査

(97: 環境庁パイロット事業: 176物質) 97: 284 物質調査

(蓄積性, 生態毒性があるものも加味) (右の物質も追加包含)

(99: 「PRTR法」成立: 1種354物質) 00: 480 物質調査

本「480」物質でPRTTR法, 有害大気, VOC排出量の自主行動計画に対応可能。

1.2 調査回答: 製造業を営む日化協会員企業(含む関係会社)

製造業: 「化学製品製造」が中心。自主回答方式。

(日化協RCに参画意思がある企業に限定。)

回答数: 130社, 550 ~ 600事業所。

上記(製造業): ほぼ網羅。(法354物質: [化学の排出量] 7割を占める)

2004年調査

2.1 日化協PRTR排出量 [経年変化]

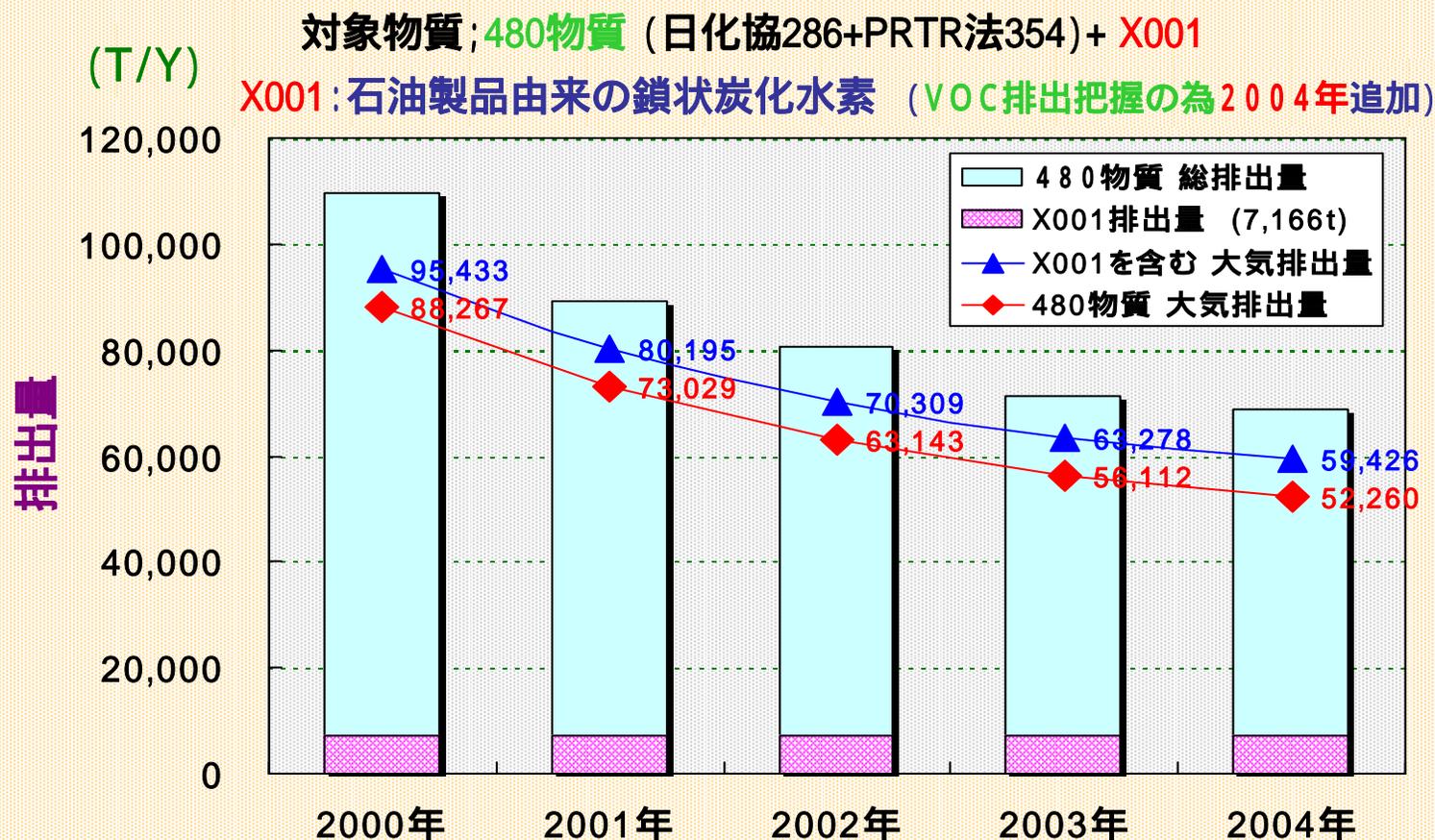
排出量の年次推移 (PRTR 480物質)



調査結果: 有機化合物中心に排出量は、年々着実に減少。

04年度: 調査方法見直し 分社化企業の回答件数増

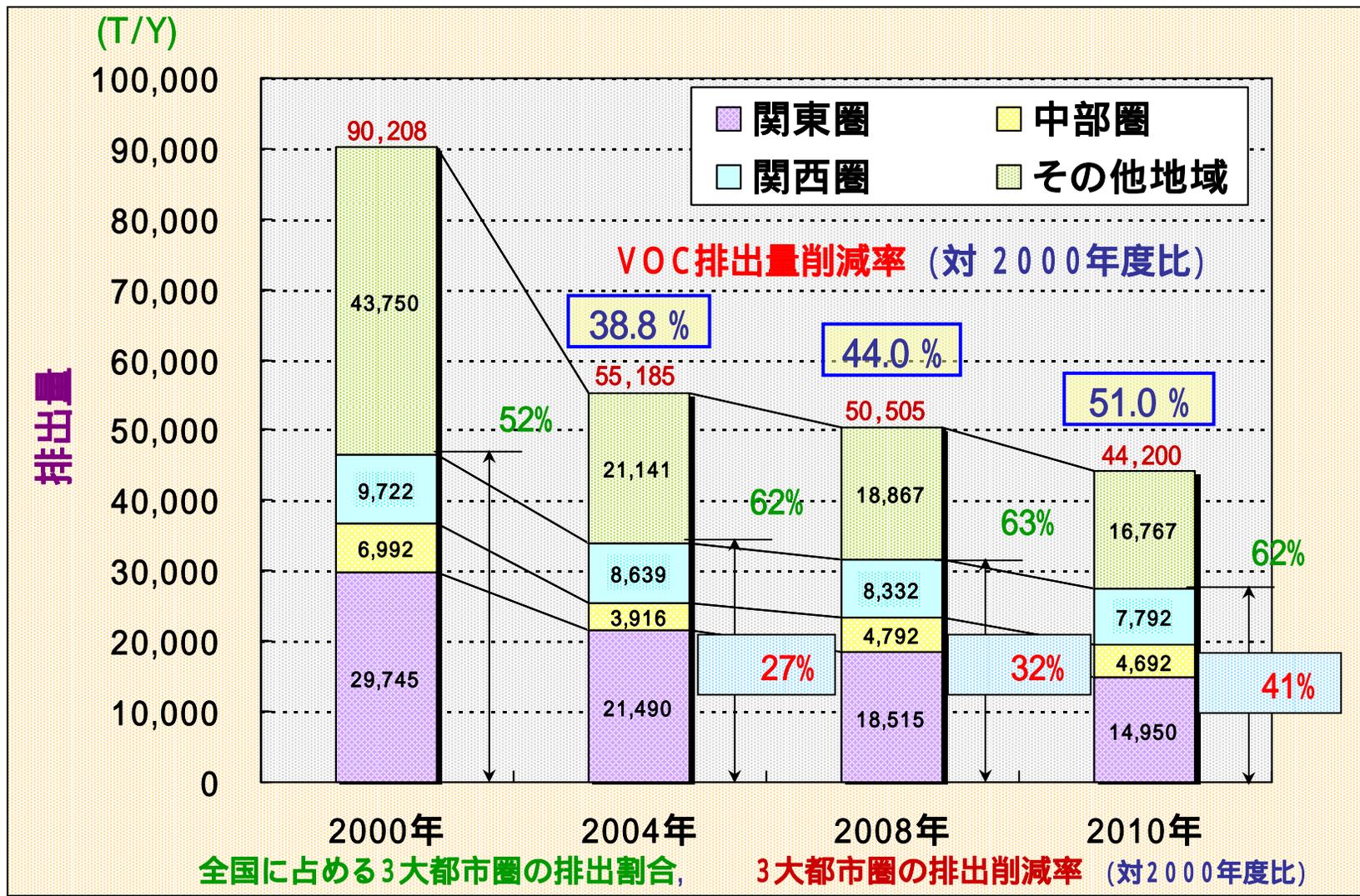
2.2 日化協[PRTR/大気]排出量推移



・90%弱が大気排出量: 着実に削減

X001: 2004年度以前の排出量は、2004年度と同等と仮定。

2.3 日化協VOC削減計画 [地域別]



前図の大気排出量: 無機系物質(大気排出量)も入っている

3. 有害大気「排出量削減事例解析」

1. 調査結果

(独)製品評価技術基盤機構: NITE homepage に全文掲載中

<http://www.safe.nite.go.jp/airpollution/index.html>

1) 回答事例別削減量の解析

対象11物質対策内容を調査

対象物質	事例	総削減量(T)	平均削減量(T/事例)	
ベンゼン	105	2,322	22.1	}
1,3-ブタジエン	65	807	12.4	
アクリロトリル	89	1,267	14.2	
ホルムアルデヒド	50	186	3.7	}
アセトアルデヒド	34	310	9.1	
トリクロロエレン	35	173	4.9	}
テトラクロロエレン	48	395	8.2	
ジクロロメタン	196	4,058	20.7	
クロホルム	46	465	10.1	}
塩ビモノマー	44	1,056	24.0	
1,2-ジクロロエタン	52	1,029	19.8	
総合計	766	12,068	15.7	

ジクロロメタン: 中小排出源の対策事例が多い。

塩ビモノマー、1,2-ジクロロエタン

一貫の大型同一設備での対策事例多く、単位削減量が大きい。

3. 有害大気「排出量削減事例解析」

1. 調査結果

2) 回答事例別対策例の解析

工程内対策の回答事例割合 (重複選択を認めたため、合計は100%を超過。)

対象群	運転条件 変更	溶媒・溶剤 変更	系の密閉化 (蓋の設置)	配管接続 (前行程)
群	55 %	7 %	20 %	13 %
群	10 %	1 %	5 %	2 %
群	54 %	73 %	28 %	3 %
群	25 %	3 %	6 %	4 %

除去設備利用回答事例割合 (重複選択を認めたため、合計は100%を超過。)

対象群	活性炭 吸着	油・水等 吸収	触媒酸化 (焼却)	焼却炉 等利用	冷却 凝縮
群	15 %	20 %	5 %	68 %	21 %
群	2 %	34 %	4 %	7 %	7 %
群	69 %	3 %	1 %	20 %	24 %
群	12 %	2 %	2 %	21 %	14 %

4. 主要論点との化学産業界の意見

未届事業者対策	対象者に過度の負担とならぬ効率的・平易な届出方法工夫を検討すべき。
PRTR収集データ活用	もう1-2年現行データを集積し、現状解析を充分実施。解明、未解明点の整理を行った上、今後の取り進めを検討すべき。
自主管理削減目標の設定	法制定の目的に反する。個別法対応(例:VOC)で別途対応すべき。
取扱量の届出	企業機密保護に照らし取扱量に拘らず、企業の負担とならない仕組みを検討すべき。
現行届出(請求時開示)の、一律公表化	現行CD頒布で実質公表していることになっていると思われる。
マテリアルフローの検討実施	化学物質・製品のバリューチェーンは複雑であり、作業負荷対効果の面で問題。

5. 化学物質・製品のバリューチェーンにおける「取扱量」届出上の問題点

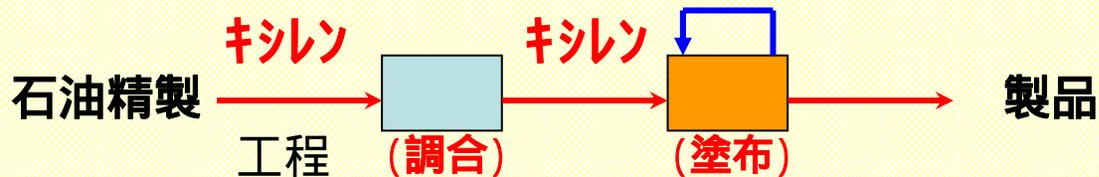
事例1. 「物質が変化する場合」：化学反応が発生



問題点 基本的に企業の機密事項に属し、公開は不可。

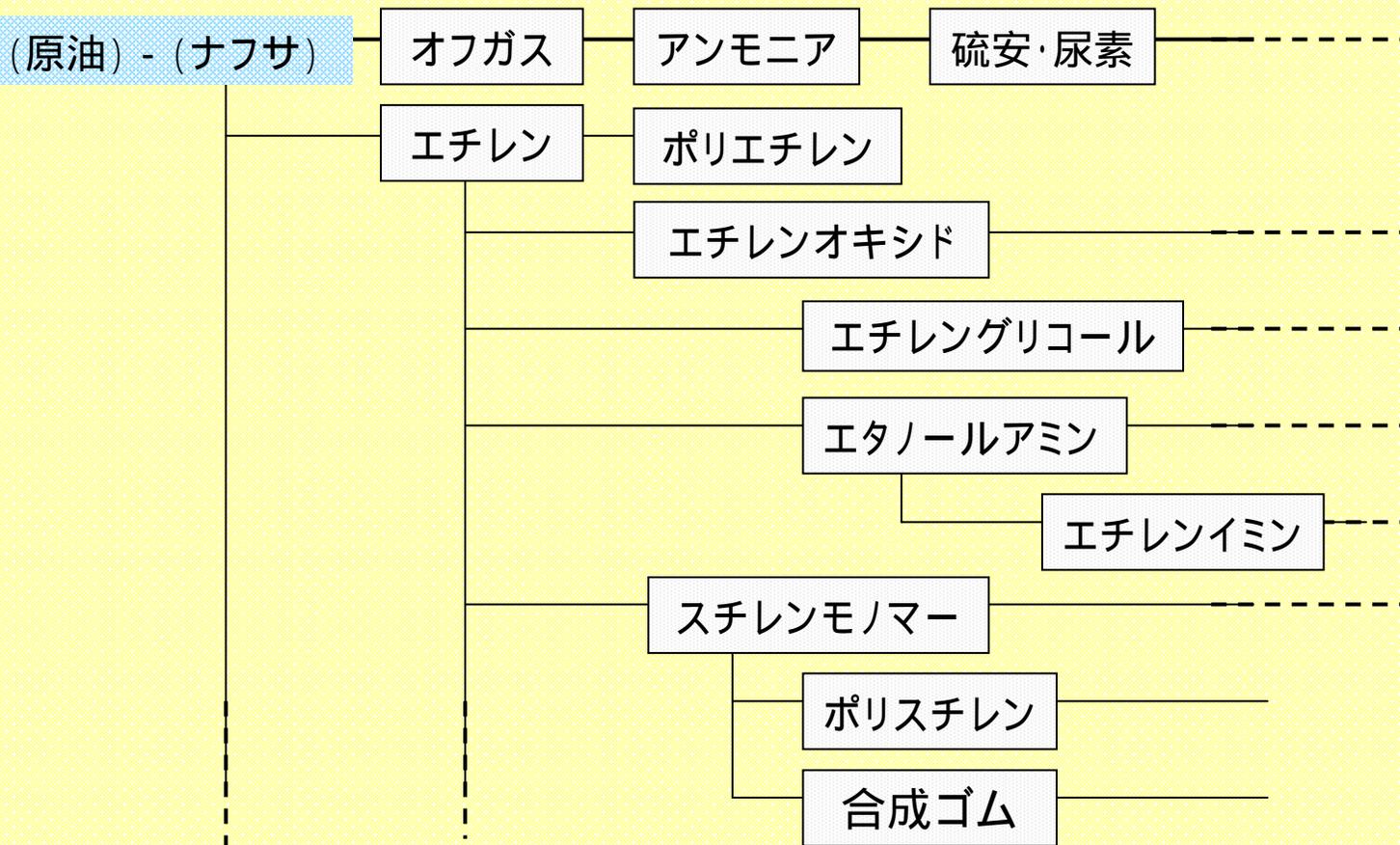
チェーンの中で、同一物質でも「使用量」「製造量」と定義が変化。
届出上、重複・混乱の恐れ。商社等が絡む場合、量把握も困難。

事例2. 「物質が変化しない場合」：溶媒、希釈剤として使用



問題点 上記と同じく企業の機密事項に属し、公開は不可。
企業により購入量、回収リサイクル量、保有量を混同する恐れあり。

6. 化学物質・製品のバリューチェーン



下流製品まで複雑なチエーンを形成

マテリアルフロー調査上の問題点: 膨大な作業量発生
負荷対効果の面で大問題